

耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領

平成21年3月1日制定
(社)埼玉建築設計監理協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱(以下「表示制度要綱」という。)

第21条の規定に基づき、社団法人埼玉建築設計監理協会(以下「本会」と言う)が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において特に定義しているものの他は、表示制度要綱第3条に規定する用語の定義による。

第2章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(プレート交付の対象建築物)

第3条 プレートの交付の対象建築物は下記とする

- (1) 本会の既存建築物耐震性能判定委員会において耐震診断の判定を取得し、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) 埼玉県又は特定行政庁において、耐震改修促進法第8条の規定による耐震改修計画の認定を受けて耐震改修工事を実施し、埼玉県又は特定行政庁から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された建築物
- (3) 埼玉県又は特定行政庁又は指定確認検査機関において、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けて耐震改修工事を実施し、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築物
- (4) 本会の既存建築物耐震性能判定委員会において既存建築物の耐震改修計画の判定を取得し、当該既存建築物耐震性能判定委員会から当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受け、耐震改修工事が判定票に基づき適切に実施されたことが確認された建築物

(プレート交付申請者)

第4条 プレート交付申請書は、第3条に規定する建築物の所有者とする。

(プレート交付申請)

第5条 申請者は、プレート交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して本会にプレート交付を申請することができる。

- (1) 第3条(1)に該当する建築物 本会の既存建築物耐震性能判定委員会が発行した当該建築物の耐震診断結果に係る判定票の写し
- (2) 第3条(2)に該当する建築物 埼玉県又は特定行政庁が発行した耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定書の写し及び、埼玉県又は特定行政庁から耐震改修工事を実施した当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合することを確認された書類の写し
- (3) 第3条(3)に該当する建築物 埼玉県、特定行政庁又は指定検査機関による当該建築物の検査済証の写し
- (4) 第3条(4)に該当する建築物 本会の既存建築物耐震性能判定委員会が発行した当該建築物の耐震改修計画に係る判定票の写し及び適切な工事が実施されたことを確認できる書類

(交付審査)

第6条 本会は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、プレート交付決定書(第2号様式)を申請者に交付する。

2.前条(4)の場合においては、適切な施工が行なわれたことを、本会が必要な調査を行い確認するものとする。

(プレートの交付)

第7条 本会は、プレート交付決定書とともに、申請者にプレートを交付する。

(プレートに記載する事項)

第8条 プレートに記載する事項は次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 所在地
- (3) 交付番号 プレート交付年の西暦の下2桁 - 建築物の所在する都道府県番号
- プレート交付の通し番号
- (4) 交付年月日
- (5) 交付者 社団法人埼玉建築設計監理協会
- (6) 検査済証等 発行機関名 第3条(2)・(3)に該当する建物

(手数料)

第9条 申請者は、プレートの交付にあたっては、(1)に定める発行手数料を支払うものとする。

なお、第3条(4)に該当する建築物については、発行手数料の他に第6条第2項に基づく調査確認手数料を支払うものとする

- (1) 発行手数料 1部 ￥10,000
- (2) 現場確認手数料 建築物1棟 ￥50,000

2 第1項に基づく手数料は、いかなる理由があるも返還しない。

(公表)

第10条 プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、本会のホームページ等に公表するものとする。

2 公表する事項は、申請者の同意を得た次の事項とする。

- (1)建築物名称
- (2)建築物の所在地
- (3)建築物の用途
- (4)建築物の所有者(法人にあっては、名称)
- (5)交付番号

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

(耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録)

第11条 本会は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録を行うものとする。

(耐震改修支援センターへのプレート提供の申込)

第12条 本会は、耐震改修支援センターにプレートの提供を申し込むものとする。

第4章 その他

(耐震診断・耐震改修マークの普及)

第13条 本会は、本制度の普及促進に努めるとともに、耐震診断・耐震改修マークについても印刷物に記載する等普及に努めるものとする。

(その他)

第14条 この運営要綱に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

プレート交付申請書

平成 年 月 日

(社)埼玉建築設計監理協会
既存建築物耐震性能判定委員会 殿

申請者の氏名又は名称 印

下記の建築物について、プレートの交付を受けたいので、耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下記添付書類を添えてプレートの交付を申請します。

（建築物に関する事項）

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 建築物の用途
- 4 建築物の所有者（法人にあっては、名称）

（添付書類）

本会の既存建築物耐震性能判定委員会が発行した耐震診断に係る判定票の写し

(所管行政庁)から受けた耐震改修計画の認定書の写し及び当該耐震改修工事の検査証の写し

建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けて耐震改修工事を実施し、(特定行政庁・指定確認検査機関)から交付された同法第7条第5項の規定による検査済証の写し

本会の既存建築物耐震性能判定委員会が発行した耐震改修計画に係る判定票の写し及び耐震改修工事の確認書の写し

（希望するプレートの種類）

プラスチック製プレート _____部

木製プレート _____部

（公表の同意）

要領第10条に基づく公表に同意する項目

建築名称 建築物の所在地 建築物の用途 建築物の所有者